

育休代替任期付職員・臨時的任用職員の勤務条件の概要

別紙

(令和5年10月現在)

区分	育休代替任期付教諭	臨時的任用教諭
任用事由	正規職員が1年を超えて育休を請求する場合の代替職員	①正規職員の欠員補充のための職員 ②小中学校の少人数教育の実施のために必要な職員 ③正規職員の育休取得等による代替職員（1年以下の任用に限る。）
任用期間	正規職員が育休を請求した期間の範囲内（3年以内） ※任用期間満了後、再度の任用の可能性あり	①及び②…6月以内（更新し6月追加） ③……………育休の取得期間（1年以内） ※いずれも再度の任用の可能性あり
勤務時間	週当たり38時間45分	週当たり38時間45分
給料月額	受験案内に記載のとおり	受験案内に記載のとおり（ただし、加算される前職の経験年数に一定の上限あり）
期末・勤勉手当	（4月1日に新規で採用された場合） 6月支給 0.9月分 12月支給 2.0月分 3月支給 0.4月分 （計 3.3月分） ※6月の期末勤勉手当については、前年12月から3月末までの期間（4月1日と引き続いている場合に限る）に臨時的任用職員等の任用がある場合、支給月数が加算される場合あり	（4月1日に新規で採用された場合） 6月支給 0.9月分 12月支給 2.0月分 3月支給 0.4月分 （計 3.3月分） ※6月の期末勤勉手当については、前年12月から3月末までの期間に臨時的任用職員等の任用がある場合、支給月数が加算される場合あり
退職手当	有（職員の退職手当に関する条例に基づき支給）	有（6月以上の任用がある場合に限り、職員の退職手当に関する条例に基づき支給）
その他手当	通勤手当（※）、扶養手当、住居手当等 ※任用が月中途の場合、通勤手当は翌月から支給	通勤手当（※）、扶養手当、住居手当等 ※任用の始期・終期が月中途の場合、日割りにより通勤手当を支給
年次有給休暇	年間最大20日付与（翌年度への繰り越しあり） ※年度中途に任用された場合は、任用の月に対応して付与	年間最大20日付与（翌年度への繰り越しあり） ※年度中途に任用された場合や11月以下の任用の場合は、任用月数に応じて付与
特別休暇	結婚休暇、子の看護休暇、出産（産前・産後）休暇、忌引等	結婚休暇、子の看護休暇、出産（産前・産後）休暇、忌引等
病気休暇	有	有
育児休業	無（育児短時間勤務も無）	無（育児短時間勤務も無）
介護休暇	有	有
健康保険	公立学校共済組合に加入（2月超の任用が見込まれる場合に限る。）	公立学校共済組合に加入（2月超の任用が見込まれる場合に限る。）
厚生年金	日本年金機構管掌の厚生年金に加入（2月超の任用が見込まれる場合に限る。）	日本年金機構管掌の厚生年金に加入（2月超の任用が見込まれる場合に限る。）
雇用保険	非加入	非加入（広島市の再任用職員となる資格がある者等は加入）
災害補償	地方公務員災害補償法の適用を受ける。	地方公務員災害補償法の適用を受ける。
その他	・広島市職員互助会に加入	・①及び②は、広島市職員互助会に加入 ・広島市の再任用職員となる資格がある者等は、上記にかかわらず再任用職員に準じた勤務条件とする。

※上記の内容は、給与改定等により今後変更される可能性があります。